

令和5年度 第2回国民健康保険運営協議会

国民健康保険税改定に係る資料

令和5年8月

川越市国民健康保険課

目 次

1. 税額シミュレーション	1
2. モデルケース別所得階層別保険税額	2
(1) 単身世帯	
(2) 2人世帯	
(3) 3人世帯	
(4) 4人世帯	
3. 国民健康保険加入世帯の所得状況調べ	16
(1) 所得階層別	
(2) 所得種類別	
4. 均等割の軽減制度	18
(1) 均等割額の引き上げに伴う均等割額の軽減額	
(2) 均等割額の引き上げに伴う未就学児の軽減措置	

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(2) 2人世帯 40歳以上65歳未満夫婦 ※医療+支援金+介護

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入60万円以下	7割軽減 29,400 円	7割軽減 33,400 円	4,000 円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入103万円以下	7割軽減 29,400 円	7割軽減 33,400 円	4,000 円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入110万円	5割軽減 57,300 円	5割軽減 63,800 円	6,500 円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入156万7千円	5割軽減 104,300 円	5割軽減 110,400 円	6,100 円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入170万円	5割軽減 116,000 円	5割軽減 122,100 円	6,100 円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入210万円	2割軽減 180,800 円	2割軽減 190,500 円	9,700 円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入236万7千円	2割軽減 204,300 円	2割軽減 213,800 円	9,500 円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入303万4千円	282,700 円	294,400 円	11,700 円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円	400,200 円	410,900 円	10,700 円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円	517,700 円	527,400 円	9,700 円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円	635,200 円	643,900 円	8,700 円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円	752,700 円	760,400 円	7,700 円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円	870,200 円	876,900 円	6,700 円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円	981,300 円	984,800 円	3,500 円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※公的年金収入については、軽減判定所得の計算方法が異なるため、軽減割合が表と異なる場合があります

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

4 均等割の軽減制度

(1) 均等割の軽減制度

均等割額は、だれでも等しく課税となるのが原則ですが、世帯の所得に応じて、その7割、5割及び2割が軽減となる制度が法定されております。

【均等割が軽減となる世帯の総所得金額等】

軽減割合	世帯の総所得金額等・
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (29万 × 加入者等の数) 以下
2割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (53万5千円 × 加入者等の数) 以下

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）もしくは公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円を超える者に限り、給与所得を有する者を除く）の数の合計をいいます。また、下線部分は給与所得者等の数が2以上の場合のみ適用となります。

(2) 未就学児の均等割の軽減制度

子育て世帯の負担軽減の観点から、国保に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額が5割減額となります。令和4年度の国民健康保険税から適用となりました。

一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに5割減額することとなります。

(例) 均等割額の7割軽減が適用されている場合、残りの3割分の均等割額をさらに5割減額することとなります。(合計で8.5割の軽減となります)

(1) 均等割額の引き上げに伴う均等割額の軽減額

均等割額の軽減額（改定案）

■ 7割軽減

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	27,500 円	31,000 円	3,500 円
	軽減額（7割）	▲19,250 円	▲21,700 円	▲2,450 円
	均等割額（軽減後）	8,250 円	9,300 円	1,050 円
支援金分	均等割額（軽減前）	9,400 円	11,200 円	1,800 円
	軽減額（7割）	▲6,580 円	▲7,840 円	▲1,260 円
	均等割額（軽減後）	2,820 円	3,360 円	540 円
介護分	均等割額（軽減前）	12,300 円	13,600 円	1,300 円
	軽減額（7割）	▲8,610 円	▲9,520 円	▲910 円
	均等割額（軽減後）	3,690 円	4,080 円	390 円

■ 5割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	27,500 円	31,000 円	3,500 円
	軽減額（5割）	▲13,750 円	▲15,500 円	▲1,750 円
	均等割額（軽減後）	13,750 円	15,500 円	1,750 円
支援金分	均等割額（軽減前）	9,400 円	11,200 円	1,800 円
	軽減額（5割）	▲4,700 円	▲5,600 円	▲900 円
	均等割額（軽減後）	4,700 円	5,600 円	900 円
介護分	均等割額（軽減前）	12,300 円	13,600 円	1,300 円
	軽減額（5割）	▲6,150 円	▲6,800 円	▲650 円
	均等割額（軽減後）	6,150 円	6,800 円	650 円

■ 2割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	27,500 円	31,000 円	3,500 円
	軽減額（2割）	▲5,500 円	▲6,200 円	▲700 円
	均等割額（軽減後）	22,000 円	24,800 円	2,800 円
支援金分	均等割額（軽減前）	9,400 円	11,200 円	1,800 円
	軽減額（2割）	▲1,880 円	▲2,240 円	▲360 円
	均等割額（軽減後）	7,520 円	8,960 円	1,440 円
介護分	均等割額（軽減前）	12,300 円	13,600 円	1,300 円
	軽減額（2割）	▲2,460 円	▲2,720 円	▲260 円
	均等割額（軽減後）	9,840 円	10,880 円	1,040 円

■医療分、支援金分及び介護分の合計

<40歳以上65歳未満の被保険者>

7割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	49,200 円	55,800 円	6,600 円
軽減額（7割）	▲34,440 円	▲39,060 円	▲4,620 円
均等割額（軽減後）	14,760 円	16,740 円	1,980 円

5割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	49,200 円	55,800 円	6,600 円
軽減額（5割）	▲24,600 円	▲27,900 円	▲3,300 円
均等割額（軽減後）	24,600 円	27,900 円	3,300 円

2割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	49,200 円	55,800 円	6,600 円
軽減額（2割）	▲9,840 円	▲11,160 円	▲1,320 円
均等割額（軽減後）	39,360 円	44,640 円	5,280 円

■医療分及び支援金分の合計

<上記以外の被保険者>

7割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	36,900 円	42,200 円	5,300 円
軽減額（7割）	▲25,830 円	▲29,540 円	▲3,710 円
均等割額（軽減後）	11,070 円	12,660 円	1,590 円

5割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	36,900 円	42,200 円	5,300 円
軽減額（5割）	▲18,450 円	▲21,100 円	▲2,650 円
均等割額（軽減後）	18,450 円	21,100 円	2,650 円

2割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	36,900 円	42,200 円	5,300 円
軽減額（2割）	▲7,380 円	▲8,440 円	▲1,060 円
均等割額（軽減後）	29,520 円	33,760 円	4,240 円

(2) 均等割額の引き上げに伴う未就学児の軽減措置

均等割額の軽減額（改定案）

■ 軽減なし

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	27,500 円	31,000 円	3,500 円
	軽減額（5割）	▲13,750 円	▲15,500 円	▲1,750 円
	均等割額（軽減後）	13,750 円	15,500 円	1,750 円
支援金分	均等割額（軽減前）	9,400 円	11,200 円	1,800 円
	軽減額（5割）	▲4,700 円	▲5,600 円	▲900 円
	均等割額（軽減後）	4,700 円	5,600 円	900 円

■ 7割軽減

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	27,500 円	31,000 円	3,500 円
	軽減額（8.5割）	▲23,375 円	▲26,350 円	▲2,975 円
	均等割額（軽減後）	4,125 円	4,650 円	525 円
支援金分	均等割額（軽減前）	9,400 円	11,200 円	1,800 円
	軽減額（8.5割）	▲7,990 円	▲9,520 円	▲1,530 円
	均等割額（軽減後）	1,410 円	1,680 円	270 円

■ 5割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	27,500 円	31,000 円	3,500 円
	軽減額（7.5割）	▲20,625 円	▲23,250 円	▲2,625 円
	均等割額（軽減後）	6,875 円	7,750 円	875 円
支援金分	均等割額（軽減前）	9,400 円	11,200 円	1,800 円
	軽減額（7.5割）	▲7,050 円	▲8,400 円	▲1,350 円
	均等割額（軽減後）	2,350 円	2,800 円	450 円

■ 2割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	27,500 円	31,000 円	3,500 円
	軽減額（6割）	▲16,500 円	▲18,600 円	▲2,100 円
	均等割額（軽減後）	11,000 円	12,400 円	1,400 円
支援金分	均等割額（軽減前）	9,400 円	11,200 円	1,800 円
	軽減額（6割）	▲5,640 円	▲6,720 円	▲1,080 円
	均等割額（軽減後）	3,760 円	4,480 円	720 円

■医療分及び支援金分の合計

軽減なし	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	36,900 円	42,200 円	5,300 円
軽減額（5割）	▲18,450 円	▲21,100 円	▲2,650 円
均等割額（軽減後）	18,450 円	21,100 円	2,650 円

7割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	36,900 円	42,200 円	5,300 円
軽減額（8.5割）	▲31,365 円	▲35,870 円	▲4,505 円
均等割額（軽減後）	5,535 円	6,330 円	795 円

5割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	36,900 円	42,200 円	5,300 円
軽減額（7.5割）	▲27,675 円	▲31,650 円	▲3,975 円
均等割額（軽減後）	9,225 円	10,550 円	1,325 円

2割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	36,900 円	42,200 円	5,300 円
軽減額（6割）	▲22,140 円	▲25,320 円	▲3,180 円
均等割額（軽減後）	14,760 円	16,880 円	2,120 円

税率等改定の影響額(令和6年度課税分試算)

1 税込への影響(増収額)

単位(千円) 税込増

改定区分		医療		支援		介護		合計	
税率・均等割	限度額	(現年度収入額)	現行との差	(現年度収入額)	現行との差	(現年度収入額)	現行との差	(現年度収入額)	増額分合計
現行	現行	3,976,700		1,313,385		464,907		5,754,992	現行
均等割・税率改定	現行	4,106,606	129,906	1,396,652	83,267	483,215	18,308	5,986,473	均等割・税率
現行	限度額改定	3,976,700	0	1,325,980	12,595	464,907	0	5,767,587	限度額
均等割・税率改定	限度額改定	4,106,606	129,906	1,409,688	96,303	483,215	18,308	5,999,509	均等割・税率・限度額
R5標準保険税率 (市町村標準保険税率)	限度額改定	4,369,339	392,639	1,750,910	437,525	578,054	113,147	6,698,303	標準保険税率・限度額

参考

基礎データ等
基礎データ
被保険者数
収入率
令和5年7月の実課税データ。
基礎データを、本市試算の令和6年度被保険者数(医療分・支援金分 68,180人、介護分 21,154人)に補正。
令和5年度当初予算積算の収入率。

2 均等割の軽減額(法定内繰入金による補てんの増額)

単位(千円) 補てん増

改定区分		医療		支援		介護		合計	
税率・均等割	限度額	(現年度軽減額)	現行との差	(現年度軽減額)	現行との差	(現年度軽減額)	現行との差	(現年度軽減額)	増額分合計
現行	現行	441,180		150,803		60,442		652,425	現行
均等割・税率改定	現行	497,330	56,150	179,680	28,877	66,830	6,388	743,840	均等割・税率
現行	限度額改定	441,180	0	150,803	0	60,442	0	652,425	限度額
均等割・税率改定	限度額改定	497,330	56,150	179,680	28,877	66,830	6,388	743,840	均等割・税率・限度額
R5標準保険税率 (市町村標準保険税率)	限度額改定	649,850	208,670	258,692	107,889	84,481	24,039	993,023	標準保険税率・限度額

参考

※均等割軽減による減収分は、全額が法定内繰入金である保険基金安定繰入金等で補てんされる。

基金安定繰入金等の財源内訳	均等割の軽減制度	・4分の3相当額…県の負担金 ・4分の1相当額…市の負担金
	未就学児 均等割の軽減制度	・2分の1相当額…国の負担金 ・4分の1相当額…県の負担金 ・4分の1相当額…市の負担金

3 赤字削減額合計(=1+2)

単位(千円) 赤字削減額合計

改定区分		医療		支援		介護		合計	
税率・均等割	限度額	上表1+2	現行との差	上表1+2	現行との差	上表1+2	現行との差	上表1+2	赤字削減額合計
現行	現行	4,417,880	0	1,464,188	0	525,349	0	6,407,417	0
均等割・税率改定	現行	4,603,936	186,056	1,576,332	112,144	550,045	24,696	6,730,313	322,896
現行	限度額改定	4,417,880	0	1,476,783	12,595	525,349	0	6,420,012	12,595
均等割・税率改定	限度額改定	4,603,936	186,056	1,589,368	125,180	550,045	24,696	6,743,349	335,932
R5標準保険税率 (市町村標準保険税率)	限度額改定	5,019,189	601,309	2,009,602	545,414	662,535	137,186	7,691,326	1,283,909

参考

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳未満夫婦+子(小学生) ※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 33,100 円	7割軽減 37,900 円	4,800 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 33,100 円	7割軽減 37,900 円	4,800 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 62,000 円	5割軽減 69,900 円	7,900 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 101,000 円	5割軽減 108,500 円	7,500 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 110,800 円	5割軽減 118,200 円	7,400 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 140,000 円	5割軽減 147,100 円	7,100 円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減 192,800 円	2割軽減 204,400 円	11,600 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 241,500 円	2割軽減 252,700 円	11,200 円
300万円	・給与収入430万円	361,100 円	374,500 円	13,400 円
400万円	・給与収入555万2千円	458,600 円	471,000 円	12,400 円
500万円	・給与収入677万8千円	556,100 円	567,500 円	11,400 円
600万円	・給与収入788万9千円	653,600 円	664,000 円	10,400 円
700万円	・給与収入895万円	751,100 円	760,500 円	9,400 円
800万円	・給与収入995万円	838,800 円	857,000 円	18,200 円
900万円	・給与収入1,095万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳未満夫婦+子(未就学児) ※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 27,600 円	7割軽減 31,600 円	4,000 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 27,600 円	7割軽減 31,600 円	4,000 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 52,900 円	5割軽減 59,400 円	6,500 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 91,900 円	5割軽減 98,000 円	6,100 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 101,600 円	5割軽減 107,600 円	6,000 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 130,900 円	5割軽減 136,600 円	5,700 円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減 178,000 円	2割軽減 187,500 円	9,500 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 226,700 円	2割軽減 235,800 円	9,100 円
300万円	・給与収入430万円	342,700 円	353,400 円	10,700 円
400万円	・給与収入555万2千円	440,200 円	449,900 円	9,700 円
500万円	・給与収入677万8千円	537,700 円	546,400 円	8,700 円
600万円	・給与収入788万9千円	635,200 円	642,900 円	7,700 円
700万円	・給与収入895万円	732,700 円	739,400 円	6,700 円
800万円	・給与収入995万円	825,100 円	835,900 円	10,800 円
900万円	・給与収入1,095万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳以上夫婦+子(小学生) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 40,400 円	7割軽減 46,000 円	5,600 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 40,400 円	7割軽減 46,000 円	5,600 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 75,700 円	5割軽減 84,900 円	9,200 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 122,700 円	5割軽減 131,500 円	8,800 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 134,500 円	5割軽減 143,200 円	8,700 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 169,700 円	5割軽減 178,100 円	8,400 円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減 233,800 円	2割軽減 247,500 円	13,700 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 292,500 円	2割軽減 305,800 円	13,300 円
300万円	・給与収入430万円	437,100 円	453,100 円	16,000 円
400万円	・給与収入555万2千円	554,600 円	569,600 円	15,000 円
500万円	・給与収入677万8千円	672,100 円	686,100 円	14,000 円
600万円	・給与収入788万9千円	789,600 円	802,600 円	13,000 円
700万円	・給与収入895万円	907,100 円	919,100 円	12,000 円
800万円	・給与収入995万円	1,008,800 円	1,027,000 円	18,200 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳以上夫婦+子(未就学児)

※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 34,900 円	7割軽減 39,700 円	4,800 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 34,900 円	7割軽減 39,700 円	4,800 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 66,600 円	5割軽減 74,400 円	7,800 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 113,600 円	5割軽減 121,000 円	7,400 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 125,300 円	5割軽減 132,600 円	7,300 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 160,600 円	5割軽減 167,600 円	7,000 円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減 219,000 円	2割軽減 230,600 円	11,600 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 277,700 円	2割軽減 288,900 円	11,200 円
300万円	・給与収入430万円	418,700 円	432,000 円	13,300 円
400万円	・給与収入555万2千円	536,200 円	548,500 円	12,300 円
500万円	・給与収入677万8千円	653,700 円	665,000 円	11,300 円
600万円	・給与収入788万9千円	771,200 円	781,500 円	10,300 円
700万円	・給与収入895万円	888,700 円	898,000 円	9,300 円
800万円	・給与収入995万円	995,100 円	1,005,900 円	10,800 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(小学生2人)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 44,200 円	7割軽減 50,600 円	6,400 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 44,200 円	7割軽減 50,600 円	6,400 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 80,500 円	5割軽減 91,000 円	10,500 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 119,500 円	5割軽減 129,600 円	10,100 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 129,200 円	5割軽減 139,300 円	10,100 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 158,500 円	5割軽減 168,200 円	9,700 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 178,000 円	5割軽減 187,500 円	9,500 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 271,000 円	2割軽減 286,500 円	15,500 円
300万円	・給与収入430万円	398,000 円	416,700 円	18,700 円
400万円	・給与収入555万2千円	495,500 円	513,200 円	17,700 円
500万円	・給与収入677万8千円	593,000 円	609,700 円	16,700 円
600万円	・給与収入788万9千円	690,500 円	706,200 円	15,700 円
700万円	・給与収入895万円	788,000 円	802,700 円	14,700 円
800万円	・給与収入995万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(小学生・未就学児)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 38,600 円	7割軽減 44,200 円	5,600 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 38,600 円	7割軽減 44,200 円	5,600 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 71,300 円	5割軽減 80,500 円	9,200 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 110,300 円	5割軽減 119,100 円	8,800 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 120,100 円	5割軽減 128,700 円	8,600 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 149,300 円	5割軽減 157,700 円	8,400 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 168,800 円	5割軽減 177,000 円	8,200 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 256,300 円	2割軽減 269,600 円	13,300 円
300万円	・給与収入430万円	379,600 円	395,600 円	16,000 円
400万円	・給与収入555万2千円	477,100 円	492,100 円	15,000 円
500万円	・給与収入677万8千円	574,600 円	588,600 円	14,000 円
600万円	・給与収入788万9千円	672,100 円	685,100 円	13,000 円
700万円	・給与収入895万円	769,600 円	781,600 円	12,000 円
800万円	・給与収入995万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(未就学児2人)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 33,100 円	7割軽減 37,900 円	4,800 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 33,100 円	7割軽減 37,900 円	4,800 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 62,000 円	5割軽減 69,900 円	7,900 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 101,000 円	5割軽減 108,500 円	7,500 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 110,800 円	5割軽減 118,200 円	7,400 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 140,000 円	5割軽減 147,100 円	7,100 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 159,500 円	5割軽減 166,400 円	6,900 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 241,500 円	2割軽減 252,700 円	11,200 円
300万円	・給与収入430万円	361,100 円	374,500 円	13,400 円
400万円	・給与収入555万2千円	458,600 円	471,000 円	12,400 円
500万円	・給与収入677万8千円	556,100 円	567,500 円	11,400 円
600万円	・給与収入788万9千円	653,600 円	664,000 円	10,400 円
700万円	・給与収入895万円	751,100 円	760,500 円	9,400 円
800万円	・給与収入995万円	838,800 円	857,000 円	18,200 円
900万円	・給与収入1,095万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	850,000 円	870,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(小学生2人) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 51,500 円	7割軽減 58,700 円	7,200 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 51,500 円	7割軽減 58,700 円	7,200 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 94,200 円	5割軽減 106,000 円	11,800 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 141,200 円	5割軽減 152,600 円	11,400 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 152,900 円	5割軽減 164,300 円	11,400 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 188,200 円	5割軽減 199,200 円	11,000 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 211,700 円	5割軽減 222,500 円	10,800 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 322,000 円	2割軽減 339,600 円	17,600 円
300万円	・給与収入430万円	474,000 円	495,300 円	21,300 円
400万円	・給与収入555万2千円	591,500 円	611,800 円	20,300 円
500万円	・給与収入677万8千円	709,000 円	728,300 円	19,300 円
600万円	・給与収入788万9千円	826,500 円	844,800 円	18,300 円
700万円	・給与収入895万円	944,000 円	961,300 円	17,300 円
800万円	・給与収入995万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(小学生・未就学児) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 45,900 円	7割軽減 52,300 円	6,400 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 45,900 円	7割軽減 52,300 円	6,400 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 85,000 円	5割軽減 95,500 円	10,500 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 132,000 円	5割軽減 142,100 円	10,100 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 143,800 円	5割軽減 153,700 円	9,900 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 179,000 円	5割軽減 188,700 円	9,700 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 202,500 円	5割軽減 212,000 円	9,500 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 307,300 円	2割軽減 322,700 円	15,400 円
300万円	・給与収入430万円	455,600 円	474,200 円	18,600 円
400万円	・給与収入555万2千円	573,100 円	590,700 円	17,600 円
500万円	・給与収入677万8千円	690,600 円	707,200 円	16,600 円
600万円	・給与収入788万9千円	808,100 円	823,700 円	15,600 円
700万円	・給与収入895万円	925,600 円	940,200 円	14,600 円
800万円	・給与収入995万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(未就学児2人) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 40,400円	7割軽減 46,000円	5,600円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 40,400円	7割軽減 46,000円	5,600円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 75,700円	5割軽減 84,900円	9,200円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 122,700円	5割軽減 131,500円	8,800円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 134,500円	5割軽減 143,200円	8,700円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 169,700円	5割軽減 178,100円	8,400円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 193,200円	5割軽減 201,400円	8,200円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 292,500円	2割軽減 305,800円	13,300円
300万円	・給与収入430万円	437,100円	453,100円	16,000円
400万円	・給与収入555万2千円	554,600円	569,600円	15,000円
500万円	・給与収入677万8千円	672,100円	686,100円	14,000円
600万円	・給与収入788万9千円	789,600円	802,600円	13,000円
700万円	・給与収入895万円	907,100円	919,100円	12,000円
800万円	・給与収入995万円	1,008,800円	1,027,000円	18,200円
900万円	・給与収入1,095万円	1,020,000円	1,040,000円	20,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,020,000円	1,040,000円	20,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,020,000円	1,040,000円	20,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.25%	均等割	31,000円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	11,200円	課税限度額	220,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	13,600円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

3 (2) 国民健康保険加入世帯の所得状況調べ(令和4年度) ※所得種類別

令和4年10月末現在

所得の種類	世帯数 世帯	構成割合 %	被保険者数 人	構成割合 %
所得無し	13,487	24.68	34,596	44.32
営業	4,539	8.31	5,318	6.81
農業	58	0.11	74	0.09
上場株式譲渡	132	0.24	147	0.19
年金	16,158	29.57	12,018	15.39
給与	16,740	30.64	21,839	27.98
譲渡	303	0.55	324	0.42
その他	3,222	5.90	3,749	4.80
合 計	54,639	100.00	78,065	100.00

* パーセンテージは単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合有

* その他は、不動産所得(貸家・貸駐車場等)、雑所得(講演料等)、配当所得など

* 区分方法 世帯で最も高い所得を代表所得として区分
被保数は、当該世帯に属する被保険者数